

# やまてまつりの規約

## 1 項：規約の履行

1.出展者(共同出展者を含む、以下同)は、以下に述べる各規約および主催者から提示された出展に関する各種案内(出店者募集概要・出展時規則など)を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者側が判断した場合、主催者はその時を問わず出展申し込みの拒否、出展の取り消し、ブース・展示物・装飾物の撤去・変更、会場からの退去を命じることができ、次回からの出展応募をお断りさせて頂く場合がございます。その際、主催者の判断根拠などは公表しません。また、出展者取り消し、ブース・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者および関係者の損害も補償しません。

## 2 項：出展資格

1. 出展者は主催者が定める【やまてまつりの開催趣旨】に合致する商品・サービスを提供する個人・法人・団体などに限定します。

また、主催者は主催者の出展基準に従い、個人・法人・団体および商品・サービスなどが出展に適するか否かを決定することができます。

下記事例などに該当すると判断した場合には申込受付の保留または出展をお断りする場合があります。また、その際、判断基準、根拠などは公表しません。

### 【申込受付の保留または出展をお断りする事例】

- ・ 申込書の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合
- ・ 出展内容が本規約7項：展示・販売に関する規約に反していると判断される場合
- ・ 出展者が第三者の権利を侵害していると判断される場合
- ・ 来場者や他の出展者から苦情が予想される場合
- ・ 出展者が反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団および関係団体等をいう)であること、またあったことが判明した場合。出展者が出展のために契約する者(施工を委託する者を含むが、それに限らない)が反社会的勢力であることが判明した場合
- ・ 外国籍の方が、適切な就労資格や在留カードを取得せずに就労している場合

2. 出展申し込みを正式に受理した後でも、出展者が出展に関する各種案内(出展募集概要・出展規則など)に従えないと主催者が判断した場合、主催者は出展を取り消すことができます。

3. 主催者は疫病などで WHO(世界保健機関)の伝播地域に指定された国・地域からの出展を保留またはお断りする場合があります。

なお、指定国・地域外においても主催者の判断で関連書類の提出を求める場合があります。

### 3 項：出展申し込み・キャンセルについて

1. 本まつりは期日までに主催者指定の申込書を山手小コミセンへの提出をもって正式な出展申込受理とします。

2. ブースに限りがあるため申込多数の場合は主催者側で抽選とさせていただきます。

3. 原則として出展申込受理後の出展取り消しは認められません。やむを得ない事情により出店を取り消す場合は30日前までにコミセンに届け出なければなりません。

また、主催者側に損害が生じた場合は損害賠償を請求することがあります。

### 4 項：やまてまつりの中止について

1. 不測の事態が生じた場合は、主催者、会場(山手小学校)責任者、各関係省庁等の協議により、本まつりの全部、または一部の運営を一時中断、再開できるものとします。出展者はこの決定に従うものとし、主催者はこれによって生じた出展者および関係者の損害の補償をいたしません。

#### 【協議対象となる事象の事例】

- ・ 気象状況の悪化(台風上陸・暴風・暴雨・雷などの警報・注意報の発令)
- ・ 地震・洪水・火災発生
- ・ 熱中症・食中毒などの集団発生またはその疑いがあるとき
- ・ 危険物の発見・爆破予告などの発生
- ・ その他、主催者、会場(学校)責任者、各関係省庁が危険又は実地不可能と判断する事象が発生した場合

2. やまてまつりの中止、一時中断、再開の決定時期は次に掲げる通りとします。

- ・ イベント1週間前の天気予報による状況判断
- ・ イベント開催前(会場周辺の状況により判断)
- ・ イベント本番中は適宜状況により判断

## 5 項：出展位置の割り当て

1. 出展位置は主催者が定めるブースの配置、形状に基づき、決定します。  
出展者はその決定に従うものとします。
2. 出展者は主催者が定めた出展スペースをいかなる理由があってもその全部または一部を、他者と交換、他者に譲渡・貸与などすることはできません。
3. 主催者側は、会場ならびに所轄の警察署、消防署、保健所などからの指導・命令や出展申込キャンセルなどがあった場合、出展位置を変更することができます。

## 6 項：書類の提出

1. 当選確定後に、出展者は主催者から求められた書類提出または WEB フォーム送信を指定期日までにしなければなりません。期日に遅れた場合、主催者は出展・申込事項を履行するか否かを決定することができます。
2. 本項 1. の提出がない場合は、主催者は当該開催ならびに次回以降の出展申込拒否などの申し入れを行うことができます。また、出展者はこれに従うものとします。

## 7 項：展示・販売に関する規約

1. 出展応募時に記載された個人・法人・団体および商品・サービスが出展対象となります。  
出展者は、出展応募に記載された個人・法人・団体の名称・商品・サービスなどに変更が生じた場合、速やかに書面にて主催者に連絡し、許可を得なければなりません。また出展応募に基づいた当落発表後は、別の個人・法人・団体の追加をすることはできません。
2. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法、販売内容、販売方法などは、主催者の提供する出展に関する各種案内に規定され、出展者はこれを遵守しなければなりません。
3. 出展者は、通路など自社ブース以外の場所で展示、宣伝、営業行為などを行うことはできません。また近隣のブースを妨害してはいけません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うも

のとします。

5. 出展者は会場に適用される全ての防火・行政指導を厳守しなければなりません。

6. 酒類の販売は一切禁止いたします。

## 8 項：個人情報の取扱について

1.出展者は展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をお願いします。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内での活用をお願いします。必ず「個人情報」の情報主体から「同意」をとってください。

2.主催者はトラブルが生じた場合の一切の責を負いません。

## 9 項：損害責任

1.出展者はその従業員・関係者の故意・不注意の如何を問わず、会場内およびその周辺の設備に対する損害について、ただちに賠償するものとします。

2.主催者は、天災、疫病、その他不可抗力の原因による開催の中止によって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。

2024.06.